



Happy New Sheep Year

本年が皆様にとりまして
幸せな年でありますように
お祈りします。

5 日 小寒, 7 日 七草,
11 日 鏡開き, 12 日 成人の日,
20 日 大寒



January 案内

① 労働保険料納付<延納第 3 期分>・・・通常納付は本年は 2 月 2 日、労働局で口座振替手続きしている場合には、2 月 16 日です。また、労働保険事務組合「愛知中央 S R 経営労務センター」委託の事業所様は 1 月 27 日に口座振替となりますのでよろしくお願い致します。

② 平成 28 年 1 月からスタートする「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）〈行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律〉」に対応した新様式の案（一部）が厚生労働省ホームページで公開されました。また、説明資料「社会保障・税番号制度の導入に向けて（社会保障分野）～事業主の皆様へ～」も最新版が公開され、新様式への改正（個人番号欄・法人番号欄の追加等）については、雇用保険関係は平成 28 年 1 月からの施行となりますが、社会保険関係は平成 29 年 1 月からの施行と 1 年先送りとなっています。（※国民に対して通知は今年 10 月から開始されます）
解りやすいHP⇒<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/gaiyou.html>

☆ 現在の保険料率 ※（労使折半料率）健康保険 49.85（愛知）／1000、介護保険 8.6／1000
厚生年金保険 87.37／1000 雇用保険 5／1000（建設業 6／1000）

2. 名言名句

*Yes, life is wonderful, if you're not afraid of it.
All it needs is courage, imagination, and a little dough.*

チャーリー・チャップリン 映画「ライムライト」から
「人生は恐れなければ、とても素晴らしいものなんだよ。
人生に必要なもの、それは勇気と想像力、そしてちょっぴりのお金だ。」

3. 法改正等情報

厚生労働省は、長時間労働対策について、1 月から次のことに取り組むことを先月に発表しています。

【1】月 100 時間超の残業が行われている事業場等に対する監督指導の徹底

- ① 時間外労働時間数が 1 カ月 100 時間を超えていると考えられる事業場
- ② 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場
を対象とした、労働基準監督署による監督指導（立入調査）の徹底
→ 監督の結果、違反・問題等が認められた事業場に対しては、是正勧告書等を交付し、指導
→ 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応（送検した場合には企業名等を公表）

【2】インターネットによる情報監視

本省がインターネット上の求人情報等を監視し収集し、その情報（※）を労働基準監督署による監督指

導等に活用（平成 27 年度からの本格実施に向けて、今月から試行的に実施） ※
高収入を謳うもの、求人を探り返し行うもの等の過重労働等が疑われる求人事案に着目し、本省が収集した過重労働等の労働条件に問題があると考えられる事業場に係るもの

【3】メンタルヘルス対策の強化

メンタルヘルスの一層の向上を目指し、都道府県労働局において以下の取組みを実施

- ① ストレスチェック制度の周知（改正労働安全衛生法により平成 27 年 12 月から施行）
- ② ストレスチェックおよび面接指導等を行う医師、保健師等に対する研修（平成 27 年度からの実施に向けて、今月から準備）



河口湖と富士山とオシドリ夫婦

4. 法改正・統計・情報

- ① 厚生労働省は、平成 26 年「就労条件総合調査」の結果をとりまとめた。それによると、年次有給休暇の付与日数は **18.5 日**（前年 18.3 日）、**取得日数は 9.0 日**（同 8.6 日）、**取得率（取得日数／付与日数）は 48.8%**（同 47.1%）となり、それぞれ前年より上昇した。そのほか、月 60 時間超の割増賃金率を定める企業の取得率は、2 社に 1 社が 50%以上としていることなどが明らかとなった。（JILPT 調査・解析部） <http://www.jil.go.jp/kokunai/blt/backnumber/2015/01/036-037.pdf>
- ② 政府は、消費税率 10%への引上げの延期に伴い財源の目途が立たなくなったことにより、2014 年度に子育て世帯を対象に児童 1 人当たり 1 万円を支給した「**子育て世帯臨時特例給付金**」（**子育て給付金**）を、**2015 年度は中止する方針**を固めた。低所得者向けの「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）は引き続き 2015 年 10 月からの 1 年分として、1 人 6,000 円を支給する方針。
- ③ 労働政策審議会は、塩崎厚生労働大臣が同審議会に諮問していた「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」（労災保険率の改訂等に関する内容）について「妥当」との答申を行った。これにより、**平成 27 年 4 月 1 日より労災保険率等が変更される予定**
 - (1) **全 54 業種平均で 0.1/1000 の引下げ**（4.8/1000→4.7/1000）全業種中、引下げとなるのが 23 業種、引上げとなるのが 8 業種、海外派遣者の特別加入に係る第 3 種特別加入保険料率を 4/1000 から 3/1000 に引下げ
 - (2) **労務費率の改定**
 - (3) **請負金額には、消費税額を含まないものとする請負金額の取扱いの改正および労務費率の暫定措置の廃止等**
- ④ 「改正児童扶養手当法」により、公的年金を受給者は、平成 26 年 12 月以降、年金額が児童扶養手当額より低い場合には、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになった。児童扶養手当を受給するためには、市区町村への申請が必要。

HRM Tanaka Human Resources Management



坂本龍馬像（長崎風頭公園）

2015 年明けました。昨年消費税が 8%に上げられ景気が好転せず、10%引き上げは 2017 年（H29）4 月とされています。「私たちは、常に法律に守られながらも、それに縛られている」ようにも私には見えます。法律に翻弄されているような・・・しかし法律は必要、それを作っていくのは人間、しっかり見ていかなければなりません。公平性・妥当性、絶対というのはないかもしれません。適応してゆくことが重要であると思います。今年も労働・社会諸法令の改正が続きます。専門家として、しっかり情報をお伝えするのはもちろん、その対応についてサポートしてまいります。マイナンバー制度については、その法律に事業者も国民も適応できるのか！という懸念もありますが、自身は、本誌「今月の名言」のように勇気と想像力で乗り越えてゆかねばと思っています。

変化と対応、今年も 1 年どうぞ宜しくお願い申し上げます。

win-win